

第 12 分科会

ギャンブル依存症に対する国の積極的な施策を求める決議

現在わが国では、競馬競輪などの公営ギャンブルが存するのみならず、パチンコも刑法上の賭博罪には該当しないとされています。特にパチンコは、30兆円産業と言われたこともあり、現在はテレビCMなどの広告を席卷し、公共交通機関の車体の広告（ラッピング車両）も存在します。

そうした中、本日この分科会に集まった私たちは、ギャンブル依存症の深刻な実態を知りました。ギャンブル依存症の患者は、100万から200万人とも言われています。

ギャンブル依存症は、本人のみならず、家族を巻き込んで深刻な問題となります。クレジット・サラ金等による多重債務問題に取り組んできた私たちは、借金の問題としてギャンブル依存症の当事者と向き合うこととなりますが、借金の整理だけを行うと再びギャンブルをしてしまいかねず、借金問題解決後の生活立て直しの一環として、依存症への対処は重要な問題です。

昨年この被害者交流集会の分科会で講演された、作家で精神科医の帚木蓬生氏は「治療には通院と自助グループへの参加が鉄則」と語っています。

自助グループについては、全国各地に、当事者の自助グループであるGA（ギャンブラーズ・アノニマス）、家族のグループであるギャマノンがあります。その他、ギャンブル依存症からの回復施設もNPOなどにより設置されています。

一方、病院への通院に関しては、そもそもギャンブル依存症の治療を行う病院が少ないのみならず、ギャンブル依存症がわが国では病気と認められていないために保険診療が行われないなど、まだまだ不十分な点があります。

ギャンブル依存症の問題について海外に目を向けると、カジノが開かれたシンガポールでは依存症に対する取り組みが行われており、さらに隣国韓国では、官民あげて治療や予防に向けての積極的な取り組みがなされています。

しかしながらわが国では、国会議員や地方自治体の長が、経済活性化の観点のみからカジノの合法化を求める発言をしており、国の施策としてのギャンブル依存症対策の重要性が論じられることはほとんどありません。

そこで私たちは、国に対し、ギャンブル依存症を病気と認めて保険診療の対象とすることと、わが国の盛んなギャンブルの実態を踏まえて積極的なギャンブル依存症対策を講じるよう求めます。

2010年(平成22年)11月28日

第30回クレジット・サラ金被害者全国交流集会 in 岐阜
第12分科会「ギャンブル依存症とは」 参加者一同